2026 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 日　　機　　装　　株　　式　　会　　社
代表者名 代表取締役　社長執行役員 加 藤 孝 一
（コード番号 ６３７６ 東証プライム）
問合せ先 取締役 執行役員 コーポレート部門長 村 上　雅 治
（TEL. ０３－３４４３－３７１７）

（経過事項の開示）
タックス・ヘイブン対策税制に基づく更正処分に係る
最高裁判所の決定（上告不受理）について

当社は、2021 年８月 16 日付で開示した「税務当局からの更正による追徴に関する当社見解について」のとおり、当社連結子会社である Clean Energy & Industrial Gas グループ（CE&IG グループ）の外国子会社３社に対してタックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとして、同外国子会社の親会社となる日機装インターナショナル株式会社の 2018 年度事業所得金額について、更正処分等を受けました。当社はこれを不服として、東京地方裁判所に更正処分等の取消しを求める訴訟を提起しましたが、2025 年５月 16 日に当社の請求を棄却する判決が言い渡されました。

その後、当社は 2025 年５月 29 日に東京高等裁判所へ控訴し、2026 年１月 29 日に当社の控訴を棄却する判決が言い渡されました。この判決を受け、当社は 2026 年２月 10 日に最高裁判所へ上告受理の申立てを行いましたが、2026 年 11 月 19 日に最高裁判所より上告不受理の決定（2026 年 11 月 18 日付）を受領しました。これにより、東京高等裁判所の判決が確定しましたので、お知らせいたします。

記

１．これまでの経緯

・2021 年７月８日　東京国税局より更正通知書の受領
・2021 年 10 月４日　国税不服審判所に審査請求書提出
・2022 年９月６日　国税不服審判所より審査請求を棄却する旨の決定を受領
・2023 年２月 28 日　東京地方裁判所へ更正処分等の取消請求訴訟の提起
・2025 年５月 16 日　東京地方裁判所による判決の言い渡し
・2025 年５月 29 日　東京高等裁判所への控訴
・2026 年１月 29 日　東京高等裁判所による判決の言い渡し
・2026 年２月 10 日　最高裁判所への上告受理の申立て
・2026 年 11 月 19 日　最高裁判所による上告不受理の決定（11 月 18 日付）を受領

２．決定の内容

（１） 本件を上告審として受理しない。
（２） 申立費用は申立人の負担とする。

３．業績への影響について

本件については、2021 年 12 月期に法人所得税として約 17 億円を計上しており、既に納付も完了しています。このため、当期業績への影響はありません。

以上